

	コンプライアンス規定	公益財団法人東洋食品研究所
--	------------	---------------

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、公益財団法人東洋食品研究所（以下、「当法人」という）に於けるコンプライアンス推進について必要な事項を定め、もって、当法人の社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規定に於ける用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

コンプライアンス：当法人又は役員及び職員（以下、「役職員」という）等が当法人の業務遂行に於いて法令及び当法人が定める諸規則類等を遵守すると共に、高い倫理観に基づき良識ある行動をとる事を言う。

2 役職員等：役員及び職員並びに就業規則第3条に規定する嘱託職員、準職員、パートタイマー、試傭中の者及び、当法人に労務を提供する者を言う。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、当法人に於けるコンプライアンスの重要性を深く認識し、食品工学の独自研究と研究助成及び、文化財保護と公開を通じて、広く社会に寄与する為、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 役職員等は、自らの担当業務に関する法令について、常に正しい知識を習得するよう努めなければならない。

3 役職員等は、自らの行動が、コンプライアンスに沿ったものであるか、常に自省・点検しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 代表理事、所長、業務執行理事、各部長、課長、GL、TL、係長は、自己管理を行い、監督又は指導する部署に於いては、コンプライアンスの推進が図られる様にしなければならない。

(免責の制限)

第5条 役職員等は、次に掲げる事を理由として、自らのコンプライアンス違反行為の責任を免れることは出来ない。

- (1) 法令について正しい知識がなかった事
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかった事
- (3) 当研究所の利益を図る目的で行った事

第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス最高管理責任者)

第6条 代表理事は、コンプライアンス最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」という）として、この規定に基づくコンプライアンス推進の為の取組を統括する。

2 最高管理責任者は、当法人のコンプライアンス推進のための具体的措置を講じなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者は、総務部長をもって充てる。

4 代表理事は業務執行理事に、管理責任者を委譲することができる。

(監査)

第7条 最高管理責任者は、当法人におけるコンプライアンスの状況の点検と不正の未然防止のため、業務執行状況全般について、計画に基づき定期的に監査を実施するものとする。

2 前項の定期監査のほか、最高管理責任者が必要と認める時は、随時、臨時監査を実施する

	コンプライアンス規定	公益財団法人東洋食品研究所
--	------------	---------------

事が出来る。

- 3 第1項及び第2項の監査を実施するに当たり、最高管理責任者は、内部監査委員会にこれを委嘱することができる。
- 4 最高管理責任者は、第1項及び第2項の監査の結果を、直近に開催されるコンプライアンス委員会において報告するものとする。なお、前項の定めにより委嘱を受けた内部監査委員会は、監査の結果の報告を内部監査規定に定める内部監査報告書に含めて行うことができる。

(公益通報)

第8条 コンプライアンスの推進を図るため、公益通報制度を設ける。

- 2 前項の公益通報制度の詳細については、別に定める「公益通報保護等に関する規定」による。

第3章 コンプライアンス委員会

(コンプライアンス委員会)

第9条 当法人に於けるコンプライアンス推進について必要な事項を検討するため最高管理責任者はコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所管事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンスの状況の内部監査に関する事
- (2) 公的研究費の運営・管理に関する事、研究活動上の不正行為等に関する事
- (3) コンプライアンス推進のための活動方策に関する事
- (4) コンプライアンス違反事案又は、その恐れのある事案に関する職員等への情報提供に関する事
- (5) コンプライアンス違反行為に対する対応策及び調査、並びに再発防止策に関する事
- (6) 調査結果に基づき、コンプライアンス違反行為が行われたか否かの認定を行う事
- (7) 違反行為に関与したと認められる職員に対する懲罰を決定する事
- (8) 利益相反に関する事
- (9) 職員等のコンプライアンス意識の高揚を図るための研修の実施に関する事
- (10) その他コンプライアンス推進に必要な事項に関する事

尚、第2項については、「公的研究費等不正防止規定」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定」に基づく

(組織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表理事、所長、業務執行理事
- (2) 総務部長、研究部長、事業推進部長
- (3) その他委員会が必要と認めた者3名以内

- 2 前項第3号の委員は、代表理事が委嘱する。

(事務局)

第12条 委員会の事務局を総務部に設置する。

(委員長等)

第13条 委員会の委員長は代表理事をもって充てる。

- 2 委員会の事務局責任者は総務部長をもって充てる。
- 3 事務局責任者は委員長を補佐し、委員長に事故等がある時はその職務を代行する。

	コンプライアンス規定	公益財団法人東洋食品研究所
--	------------	---------------

(委員以外の者の出席)

第14条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させる事が出来る。

(委員会)

第15条 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とする。

2 定例委員会は、原則2月及び8月に開催する。

3 臨時委員会は、委員の要請により委員長が招集する。

(理事会への報告)

第16条 代表理事は、第10条に規定するコンプライアンス違反行為の内、重要な案件に就いては、その対応策と再発防止策の概要を、直近に開催される理事会において報告しなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第17条 この規定に定めるものの他、必要な事項は、代表理事が別に定める。

第18条 この規定の改廃はコンプライアンス推進責任者が起案し、委員会の意見を聴き代表理事が決裁する。

附則

本規定は、平成27年2月20日から適用する

平成31年2月18日 改定 (当研究所→当法人、組織名変更)

2019年9月24日 改定

第4条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条一部修正

2021年11月8日 改定

第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第18条

2022年9月20日 改定 第4条・第11条 業務執行理事追加

第6条4項追加